

設計・技術審査会運営要領

(本要領の位置づけ)

第1条 森林整備加速化・林業再生事業新愛知県協議会（以下「協議会」という。）運営要領の第8条にもとづく設計・技術審査会（以下「審査会」という。）の運営について、本要領に定めるものとする。

(目的)

第2条 審査会は、森林整備加速化・林業再生事業において林業専用道（規格相当）（以下「専用道」という。）等の路網整備を計画する事業主体に対して助言・指導を行うことにより、効果的な路網の整備を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる審査をおこない、その結果を協議会に報告する。

(1) 計画段階での審査

(ア) 審査会は、事業主体が作成した全体事業計画のうち、専用道の整備に係るものについて審査をおこなう。

(イ) 審査会は、開設事業費が1メートルあたり25,000円を超える路線及び設計が愛知県林業専用道作設指針（以下「作設指針」という。）によらない路線についての有無を把握し、該当する場合は事業主体の考え方を聞き、助言等をおこなう。

(2) 実施段階での審査

(ア) 審査会は、事業主体が作成した専用道の整備に係る実施計画書、集約化の計画（森林経営計画又は集約化実施計画）、実施設計書等について審査をおこなう。

(イ) 審査会は、開設事業費が1メートルあたり25,000円を超える路線及び設計が作設指針によらない路線については、その理由や考え方について個別に審査する。

(3) 森林作業道についての審査

審査会は、森林作業道において、路線ごと又は路線のまとまりごとの開設事業費が1メートルあたり4,000円を超える場合について、適宜抽出して審査をおこなう。

(審査員)

第4条 審査会の構成員（以下「審査員」という。）は、林業従事者、有識者等、審査をおこなうにあたっての知識・経験・技術を有する者を協議会会長が選び、協議会の承認を得て決定する。

2 審査員は3名以上おくものとするが、審査はうち2名以上の出席をもっておこなう。

3 審査員の任期は、就任の日から平成27年3月31日までとし、補欠の任期は、前任の残任期間とする。

4 審査員の互選により、審査員長を定める。

5 愛知県農林水産部農林基盤担当局林務課及び森林保全課、並びに各農林水産事務所林務担当課は、必要に応じてオブザーバーとして審査会に参加する。

(審査会の開催)

第5条 審査員長は、第3条の業務をおこなうために、必要に応じ審査会を開催する。

2 事業主体は、第3条に定める審査に該当する場合はすみやかに県に報告するとともに、審査員長に対し、審査会の開催を求めることができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に必要な事項は、関係機関等の意見を聴き、審査員長が定める。

附則

1 この要領は平成24年 3月 5日から施行する。